

報 告 事 項

令 和 8 年 3 月 定 例 会

令和8年3月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
5	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5
6	損害賠償の額を定める専決処分について	9
7	損害賠償の額を定める専決処分について	13
8	訴えの提起に関する専決処分について	17

令和8年報告第5号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月23日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月13日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和8年1月7日午後3時5分頃

(2) 場所

岡崎市稲熊町字1丁目地内

(3) 内容

相談者の財産処分に係る事務連絡のため訪問した店舗駐車場において、岡崎市職員が駐車するため公用自動車を後進させたところ、車両後部が当該店舗の外壁に接触し、当該店舗の外壁材及び公用自動車の後部ドア、後部ミラー等が損傷した。

2 損害賠償額

416,603円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、岡崎市に金115,768円の、相手方に金416,603円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金416,603円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和8年報告第6号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月23日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年2月25日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和8年1月16日午後1時40分頃

(2) 場所

岡崎市若松町字宮前地内

(3) 内容

ペットボトルを収集中のごみ収集車が次のごみステーションに向かうため市道若松宮前9号線を西進左折しようとしたところ、その先で工事が行われていたため左折をせずに直進するためハンドルを切り返した際、ごみ収集車の左後部が電信柱に接触し、当該電信柱に巻いてある電柱標識板が損傷した。

2 損害賠償額

7,834円

令和 8 年報告第 7 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 23 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年2月27日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事案の概要

岡崎市宮崎財産区は、特別会計によって経理されており、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が導入される以前は、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、その課税期間においては課税事業者となることから、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告及び納付が必要であった。インボイス制度の導入により、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高にかかわらず課税事業者になるところ、同財産区においては令和5年10月1日に当該登録を受けたことから、令和5年度及び令和6年度について消費税等の申告が必要であったことが確認された。そのうち令和6年度分については納付額が生じたことから、当該年度分の消費税等の申告を令和8年2月2日付けで行った結果、当該年度分の消費税等について延滞税及び無申告加算税が発生した。

2 損害賠償額

14,600円

令和 8 年報告第 8 号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 23 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月13日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

2 相手方、明渡しを求める市営住宅等及び家賃等の滞納額

相手方	市営住宅等	家賃等の滞納額 (令和8年2月19日現在)
個人（入居者）	五本松住宅 市営住宅1室	1,526,500円
個人（同居人）	駐車区画1区画	

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

3 請求の趣旨

相手方のうち入居者（以下「入居者」という。）に対しては、市営住宅等の明渡しを求め、家賃等の滞納額、その延滞金、賃貸借契約解除の翌日から明渡し済みまでの使用損害金及び訴訟費用の支払を求める。

相手方のうち同居人（以下「同居人」という。）に対しては、市営住宅等の明渡しを求め、訴状送達の日から明渡し済みまでの使用損害金及び訴訟費用の支払を求める。

4 請求の原因

入居者は、岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住し、及び市営住宅の駐車区画を使用の許可を得て使用しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

入居者は、家賃等を滞納しており、再三にわたる指導にもかかわらず、家賃等が支払われていない。

入居者の行為は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第2号並びに岡崎市市営住宅条例第42条第1項第2号及び第54条第1項第2号に規

定する市営住宅等の明渡事由に該当する。

また、同居人は、遅くとも令和6年9月以降、市営住宅に同居の承認を得ずに居住し、市営住宅等を占有している。

よって、入居者に対しては、市営住宅等の明渡し並びに家賃等の滞納額、その延滞金及び賃貸借契約解除の翌日から明渡し済みまでの使用損害金の支払を、同居人に対しては、市営住宅等の明渡し及び訴状送達の日から明渡し済みまでの使用損害金の支払を求めるため訴えを提起する。